

## 「（仮称）木更津市火葬場整備運営事業」に関する覚書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市は、平成27年9月29日木更津市、君津市及び富津市の3市の間で締結した「（仮称）木更津市火葬場整備運営事業」に関する覚書を引き継ぎ、新たに木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の4市の間で、「（仮称）木更津市火葬場整備運営事業」に関する覚書を次のとおり締結する。

### （趣旨）

第1条 この覚書は、施設の老朽化等に伴う木更津市火葬場の建て替えを機とし、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の4市（以下「構成市」という。）が連携して実施する「（仮称）木更津市火葬場整備運営事業」（以下「本事業」という。）に関して、将来の構成市の安定的な火葬業務を確保し、市民福祉の向上に資するため、円滑に本事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （本事業）

第2条 本事業は、木更津市火葬場整備事業及び火葬場管理運営事業とする。

### （事業主体）

第3条 本事業は、木更津市が事業主体となり実施するものとする。

### （事業手法）

第4条 本事業は、PFI事業（地方公共団体が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第5条第1項の実施方針を定め、PFI法に基づいて実施する事業）として実施する方向で検討するものとする。

### （建設候補地）

第5条 火葬場の建設候補地は、現木更津市火葬場の敷地及び隣接地とする。

### （供用開始年度）

第6条 新たな火葬場施設の供用開始年度は、平成33年度を目途とするものとする。

### （費用負担及び精算方法等）

第7条 本事業に要する事業費については、構成市が応分の負担をするものとする。

2 事業の範囲、事業費の負担割合及び精算方法等については、構成市が協議の上、別途、定めるものとする。

### （覚書の効力）

第8条 建設候補地の波岡地区住民の理解が得られず、本事業の実施が困難となったときは、この覚書は失効する。

(覚書の解除)

第9条 この覚書の締結後、構成市各市の事情の変化により、本事業の実施が困難となったときは、他の構成市に覚書の解除を申し出ることができる。

(補則)

第10条 この覚書の取扱いに疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、構成市が別途協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月29日

木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市長 渡辺 芳 邦

君津市久保2丁目13番1号

君津市長 鈴木 洋 邦

富津市下飯野2443番地

富津市長 佐久間 清 治

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市長 出口 清